

「未来」の自分のために、「今」の自分ができること。

三菱UFJ銀行の iDeCo

[個人型確定拠出年金]



ガイドブック

「未来」の自分のために、 「今」の自分ができること。

「未来」は、いつか必ずあなたにも訪れます。
心から安心できるセカンドライフのために、
MUFGのiDeCoで、「今」から準備を始めませんか？

iDeCo(イデコ)とは、個人型確定拠出年金の英語表記「Individual-type Defined Contribution pension plan」から付けられた愛称です。

INDEX

iDeCo(個人型確定拠出年金)について知る	P.2
iDeCoのイコト!3つの税制メリット	P.3
加入範囲と拠出限度額	P.4
加入資格	P.4
MUFG iDeCoの特徴	P.5
運用開始までの3STEP	P.6
STEP 1 申し込む	P.7
STEP 2 はじめる	P.9
STEP 3 運用する	P.11
給付金の受け取りについて	P.13
手数料について	P.15
留意事項	P.17
諸変更の届出について	P.18
よくあるご質問(FAQ)	P.19
個人情報の利用目的	P.21
重要なお知らせ	P.22

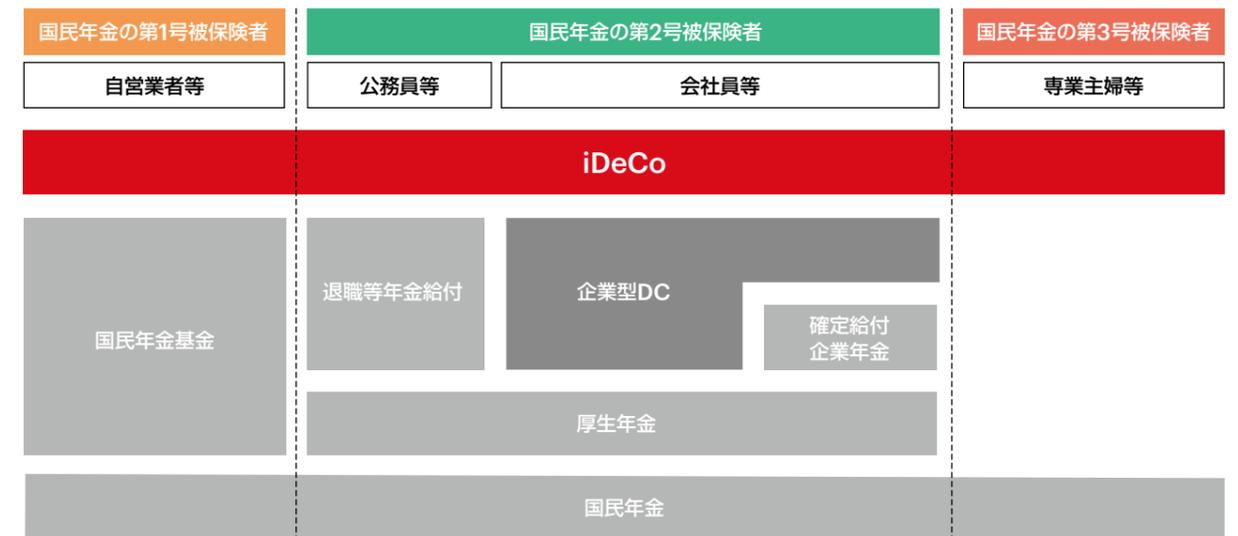
iDeCo(個人型確定拠出年金)について知る

iDeCoを始める前に、iDeCoの仕組みについて確認しておきましょう。

公的年金を補う「確定拠出年金」とは？

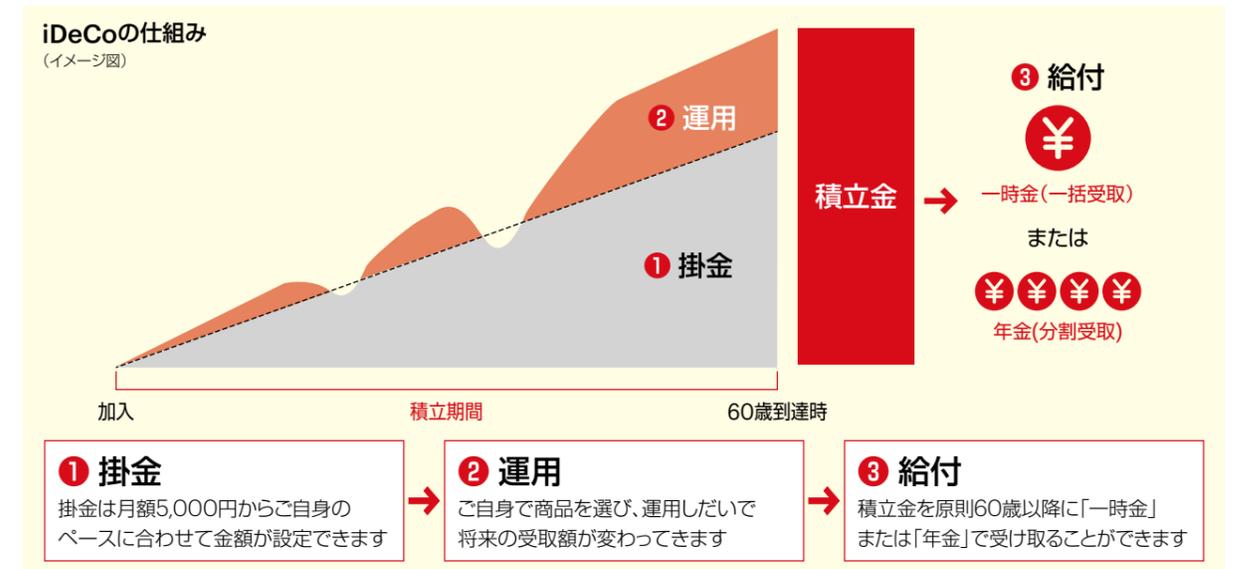
確定拠出年金は、「DC」や「401k」などとも呼ばれ、「国民年金」や「厚生年金」などの公的年金を補う制度です。確定拠出年金には、個人が自ら申し込んで掛金を積み立てる「iDeCo」と、勤務先の企業が従業員のために掛金を積み立てる「企業型確定拠出年金(企業型DC)」があります。

【確定拠出年金の位置付け】



iDeCoとは？

iDeCoはご自身で決めた掛金を積み立て、ご自身で選んだ商品で運用していくことで、原則60歳以降に受け取ることができる私的年金制度です。



選択した商品によっては元本割れのリスクがあります。

iDeCoのイイコト!3つの税制メリット



iDeCoには拠出時・運用時・給付時に税制メリットがあります。
具体的な金額につきましては、税務署・税理士にご相談ください。

メリット1

掛金が全額所得控除。所得税と住民税が軽減されます

年収400万円 会社員



月額掛金2万円^(*)の場合、
年間**36,200**円
税金が軽くなる!

年収600万円 公務員



月額掛金1.2万円^(*)の場合、
年間**29,100**円
税金が軽くなる!

年収800万円(課税所得) 自営業



月額掛金6.8万円^(*)の場合、
年間**273,200**円
税金が軽くなる!

(*)あくまでシミュレーションであり、実際の金額を保証するものではありません。
本シミュレーションは2022年10月現在の税制・関係法令に基づき作成しております。今後、法改正等の可能性がありますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。運用利回りは0.1%で計算しています。

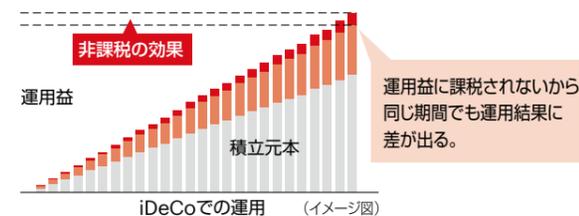
メリット2

運用益は全額非課税です^(*)

利息や運用益にかかる税率

20.315% → 0%

(*)運用益に対する税率20.315%(所得税15.315%、住民税5%)が非課税になります。
運用中の年金資産には1.173%の特別法人税がかかりますが、現在は課税が凍結されています。



メリット3

受け取るときも税制優遇が適用されます

年金で受け取る場合は「**公的年金等控除**」、

一時金で受け取る場合は「**退職所得控除**」が適用され、一定金額までは税金がかかりません。

加入範囲と拠出限度額



国民年金の被保険者であれば加入できます。
就労状況に応じて、拠出可能な掛金額が決まります。
掛金は月額5,000円以上、1,000円単位で決められます。

	国民年金の第1号被保険者 ・任意加入被保険者	国民年金の第2号被保険者			国民年金の第3号被保険者	
加入対象者	自営業者等	公務員等 共済組合員	会社員等 企業年金 ^(*) がない	会社員等 企業型DCのみある	会社員等 企業年金 ^(*) がある	専業主婦等
拠出限度額	年額 ^(*) 81.6万円まで (月額6.8万円)	年額 ^(*) 14.4万円まで (月額1.2万円)	年額 ^(*) 27.6万円まで (月額2.3万円)	年額 ^(*) 24.0万円まで (月額2.0万円)	年額 ^(*) 14.4万円まで (月額1.2万円)	年額 ^(*) 27.6万円まで (月額2.3万円)

(*)1) 確定給付企業年金、厚生年金基金等を指します。

(*)2) 国民年金基金の掛金または国民年金の付加保険料と合算した金額です。

(*)3) 企業型DCとiDeCoを併用する場合、掛金には上限があります。

加えて、各月拠出であること、企業型DCのマッチング拠出(企業型DCで、事業主掛金に上乗せして加入者が掛金を拠出できる制度)を利用していないこと等、諸条件もあります。

【企業型DCとiDeCo併用時の拠出限度額】

	企業型DCのみ加入	企業型DCと 確定給付企業年金(DB)等 に加入
企業型DCの事業主掛金	月額5.5万円以内	月額2.75万円以内
iDeCoの掛金	月額5.5万円 - 各月の企業型DCの事業主掛金 (上限 月額2万円)	月額2.75万円 - 各月の企業型DCの事業主掛金 (上限 月額1.2万円)

2024年12月から

企業型DC・iDeCoの拠出限度額が見直され、会社員の方は 企業年金等他制度掛金相当額が高い場合、iDeCoの拠出限度額が減少または拠出できなくなることがあります。

加入資格



1 20歳以上60歳未満の自営業者とその家族、自由業、学生等(国民年金の第1号被保険者)
ただし次の方は加入できません。

- 農業年金の被保険者
- 国民年金保険料を免除・納付猶予されている方(ただし、障害基礎年金を受給している方等は加入できます)

2 65歳未満の厚生年金の被保険者(国民年金の第2号被保険者)

20歳未満でも厚生年金の被保険者は加入可能です。

3 20歳以上60歳未満の第2号被保険者の被扶養配偶者(国民年金の第3号被保険者)

4 65歳未満の国民年金任意加入被保険者

海外居住者で国民年金に任意加入している場合は、60歳未満でもiDeCoに加入可能です。

公的年金を65歳前に繰り上げ請求された方、iDeCoの老齢給付金を受給された方は、iDeCoに加入できません。

MUFG iDeCoの特徴

MUFGのiDeCoには、さまざまな魅力があります。

特徴1

2つのコースから選べる多様な運用商品ラインアップ

お客様のニーズに合わせて、標準コースとライトコースの2つのコースをご用意しています。

標準コース

ラインアップが充実したコースです。
多様なニーズにお応えするため、多数の商品を取り揃えています。

ライトコース

商品本数をしぼったシンプルなコースです。
運用にかかる毎月の手数料は標準コースよりも低価格です。

※ ご加入後に運用コースを変更することはできますが、変更する場合はそれまでの資産を売却した上で、新しいコースの商品を購入いただくことになります。また、商品により、売却手数料がかかります。

特徴2

三菱UFJダイレクトをご利用中の方はお申し込みがカンタン!

iDeCoのお申し込みがWebで完結します!

【対象】移換のみ行うお客さま、あるいは自営業・専業主婦(夫)のお客さま



三菱UFJダイレクトについて詳しくはこちら▼

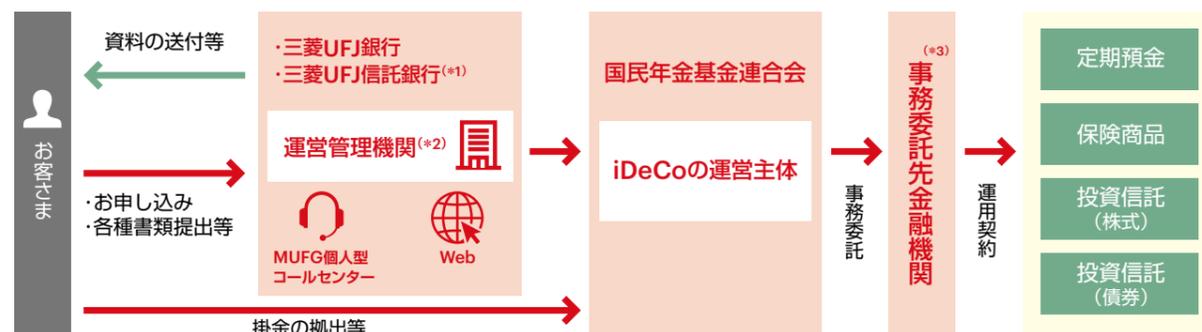
iDeCoのお申し込みがWebで完結しないお客さまも、三菱UFJダイレクトで保有するお客さま情報をiDeCoの申込情報に自動反映できるので、お申し込みがカンタンになります。

特徴3

国内最大級の金融グループMUFGが運営する安心感も魅力です!

MUFG iDeCoは、iDeCoの運営主体である国民年金基金連合会から委託を受け、三菱UFJ銀行と三菱UFJ信託銀行が運営管理業務を担っています。

【運用の仕組み】



(※1) 三菱UFJ銀行と三菱UFJ信託銀行は、共同で運営しております。

(※2) 運営管理機関のうち記録関連運営管理機関は、NRK(日本レコード・キーピング・ネットワーク株式会社)です。

(※3) 事務委託先金融機関は、三菱UFJ信託銀行と日本マスタートラスト信託銀行です。

運用開始までの3STEP

次の3STEPに沿ってお手続きください。お手続き内容により手順が異なります。

STEP 1 申し込む

Webまたは郵送でお申し込みが可能です。

Webからのカンタン申し込みはこちら▶
https://www.bk.mufg.jp/tameru/ideco/tetsuduki/moushikomi_web.html



加入手続(掛金を拠出する方)^(*)

(*) 加入手続と移換手続を同時に行う方は、加入手続と同様の流れになります。

- ① 書類作成
Webからお申し込みいただくと書類作成がスムーズです。
- ② 申込書類への記入・捺印 Web完結時は不要
- ③ (会社員・公務員のみ)勤務先で証明書作成
- ④ 書類提出 Web完結時は不要
申込書類に同封の記入要領等をご確認いただき、必要書類をご提出ください。

書類に不備があるとお手続きが遅延しますので、ご返送の際は不備がないか必ずご確認ください。
書類返送の際は、同封の返信用封筒をご利用ください(Web完結の方は書類の提出の必要はありません)。

⑤ 国民年金基金連合会での書類審査

移換手続(以前の確定拠出年金から資産を移し管理する方)

- ① 書類作成
Webからお申し込みいただくと書類作成がスムーズです。
- ② 申込書類への記入 Web完結時は不要
- ③ 書類提出 Web完結時は不要
申込書類に同封の記入要領等をご確認いただき、必要書類をご提出ください。

④ 国民年金基金連合会での書類審査

STEP 2 はじめる

お申込手続きが完了すると、いよいよスタートです!

手続完了後、以下の書類が届きます。

- 国民年金基金連合会「個人型年金加入確認通知書」など
- NRK「ユーザーID・商品登録完了のお知らせ」

手続完了後、以下の書類が届きます。

- 国民年金基金連合会「個人型年金移換完了通知書」「個人型年金運用指図確認通知書」など
- NRK「ユーザーID・商品登録完了のお知らせ」など

STEP 3 運用する

Webやコールセンターでいつでも運用商品の見直しができます。

口座開設・各種サービス利用開始
掛金引き落とし

指定月の26日

口座開設・各種サービス利用開始



STEP 1 申し込む

本ガイドブックを参考に、
まず「制度概要・資産運用についての一般的知識・運用商品・手数料等」について
十分にご検討いただいた上で、お申し込みください。

Webまたは郵送でお申し込みが可能です。

お申し込みの事前準備

お申し込みには以下の情報が必要です。事前準備をお願いします。

【すべてのお客さま】

- 基礎年金番号
年金手帳等で確認いただけます。

【掛金の個人払込をされるお客さま】

- 掛金引落口座の口座番号

【企業型確定拠出年金の資産を移換されるお客さま】

- 確定拠出年金の加入者資格喪失のお知らせ
または
- 確定拠出年金加入者資格喪失手続完了通知書(JIS&T)等、加入者資格喪失に関する通知書

加入手続(掛金を拠出する方)

① 書類作成

Webからお申し込みいただくと書類作成がスムーズです。

② 申込書類への記入・捺印

Web完結時は不要

三菱UFJダイレクトをご利用中の方は、お申し込みがWebで完結する場合があります、本手続きは不要です(加入申込の場合、Web完結の対象となるお客さまは自営業・専業主婦(夫)等のお客さまです)。
お申し込みがWebで完結しない場合は、申込書類に必要事項をご記入・ご捺印ください。

③ (会社員・公務員のみ)勤務先で証明書作成

会社員・公務員等(共済組合員)の方は、お勤め先に下記書類を作成いただく必要があります。

- 会社員等の方(除く公務員)…事業所登録申請書兼第2号被保険者にかかる事業主証明書
- 公務員等の方…第2号加入者にかかる事業主の証明書(共済組合員用)
(自営業・専業主婦(夫)等のお客さまは不要です。)

④ 書類提出

Web完結時は不要

申込書類にご記入・ご捺印後、必要書類を郵送にてご提出ください。
書類に不備があるとお手続きが遅延しますので、ご返送の際は不備がないか必ずご確認ください。
書類返送の際は、同封の返信用封筒をご利用ください(Web完結の方は書類の提出はありません)。

⑤ 国民年金基金連合会での書類審査

国民年金基金連合会にて、加入資格の審査を行います。手続き完了までに2ヵ月程度かかります。

移換手続(以前の確定拠出年金から資産を移し管理する方)

① 書類作成

Webからお申し込みいただくと書類作成がスムーズです。

② 申込書類への記入

Web完結時は不要

三菱UFJダイレクトをご利用中の方は、お申し込みがWebで完結する場合があります、本手続きは不要です(移換のみの場合、すべてのお客さまがWeb完結の対象となります)。
お申し込みがWebで完結しない場合は、申込書類に必要事項をご記入ください。

③ 書類提出

Web完結時は不要

申込書類にご記入後、必要書類を郵送にてご提出ください。
書類に不備があるとお手続きが遅延しますので、ご返送の際は不備がないか必ずご確認ください。
書類返送の際は、同封の返信用封筒をご利用ください(Web完結の方は書類の提出の必要はありません)。

④ 国民年金基金連合会での書類審査

国民年金基金連合会の受付終了後、以前の確定拠出年金から年金資産が移換されます。
手続き完了までに2ヵ月程度かかります。

移換申込時の留意点

- 移換手続完了まで2ヵ月程度かかります。ご記入内容に不備等があると、手続きが遅れることがありますのでご注意ください。
- 資格喪失日の属する月の翌月から起算して6ヵ月以内に金融機関の受付が完了しないと「自動移換(P.17)」となります。
(不備が原因で受付が完了しないケースが多数発生していますので、余裕を持ってお申し込みください。)

お申込時の注意事項

以下のケースではWebからはお申し込みいただけません。お手数ですが、下記コールセンターまでお電話ください。

- 確定給付型年金(DB)からの移換
- 運営管理機関の変更
- 納付月と掛金額を月別に指定したい方等

MUFG個人型コールセンター
0120-138-401

受付時間/
平日 9:00~18:00
土曜日・日曜日 9:00~17:00
祝日・12/31~1/3 等
ご利用いただけません。



STEP 2 はじめる

お申込後に送られてくる
完了通知を確認して、いよいよスタートです。

手続き完了の お知らせを確認する

お申し込みの結果、加入審査が承認されると、手続き完了の通知等が郵送されます。
これにより運用指図等が可能になります。

【加入手続】掛金を拠出する方

iDeCoの加入にあたっては、国民年金基金連合会が加入申出者の資格や掛金限度額の確認を行います。
加入手続が完了し、加入者の資格を得ると下記の書類が送付されます。

国民年金基金連合会より	NRK(日本レコード・キープिंग・ネットワーク株式会社)より
<ul style="list-style-type: none"> ● 個人型年金加入確認通知書 ● 個人型年金規約 ● 加入者・運用指図者の手引き 	<ul style="list-style-type: none"> ● ユーザーID・商品登録完了のお知らせ <p>ユーザーIDと暗証番号はWebやコールセンターを利用して運用指図等を行う際に必要となります。通知書・ユーザーID・暗証番号は大切に保管してください。</p>

三菱UFJ銀行では、iDeCoの記録関連運営管理機関業務をNRK(日本レコード・キープिंग・ネットワーク株式会社)に委託しています。

【移換手続】以前の確定拠出年金から資産を移し管理する方

書類のご提出から移換手続の完了まで2ヵ月程度かかります。ご記入内容に不備等があると、手続きが遅れることがあります。以前にお勤めされていた企業で所定の手続き(他の企業年金制度等から確定拠出年金への資産の移換等)が完了していない場合には、移換手続きが一時的に中断されるため時間がかかる場合があります。移換手続きが完了すると下記の書類が送付されます。

国民年金基金連合会より	NRK(日本レコード・キープिंग・ネットワーク株式会社)より
<ul style="list-style-type: none"> ● 個人型年金移換完了通知書 ● 個人型年金加入確認通知書 ● または個人型年金運用指図確認通知書 ● 個人型年金規約 ● 加入者・運用指図者の手引き 	<ul style="list-style-type: none"> ● ユーザーID・商品登録完了のお知らせ <p>ユーザーIDと暗証番号はWebやコールセンターを利用して運用指図等を行う際に必要となります。通知書・ユーザーID・暗証番号は大切に保管してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 個人別管理資産移換完了のお知らせ

初回掛金の引き落とし月について

掛金を毎月定額で納付する場合、受付のタイミングによって初回引き落とし月が変わります。

- 受付が締切日(毎月16日)の前か後かで初回掛金の引き落とし月の金額が異なります。
- 加入申出から掛金の引き落としまで最長約2ヵ月(商品の運用開始まで最長約3ヵ月)かかります。
- 次回引き落とし以降は毎月1ヵ月分の引き落としとなります。

例1 1日から受付締切日(毎月16日)前に加入申出を受付した場合

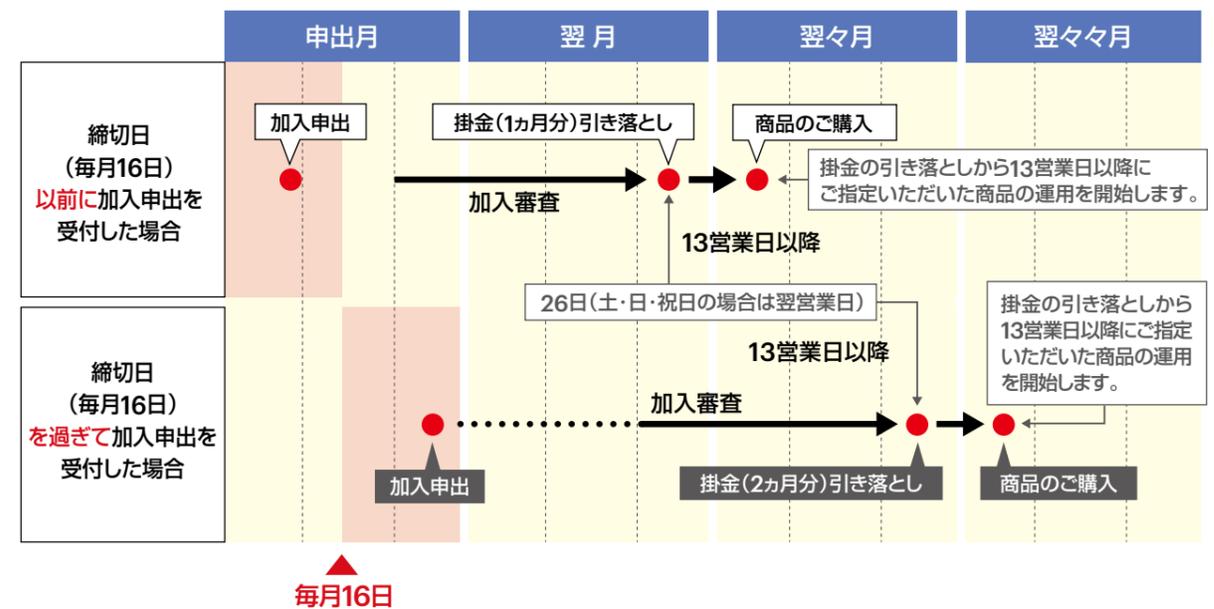
→ 初回掛金引き落としは1ヵ月分

原則、個人型年金加入申出書の受付金融機関の受付月が加入月となり、そこから加入審査を経て1ヵ月後の26日に初回の掛金が引き落とされます。受付締切日は毎月16日です。16日までに加入申出をいただいた場合、引き落とされる金額は、加入月1ヵ月分の掛金となります。

例2 受付締切日(毎月16日)を過ぎてから月末までに受付した場合

→ 初回掛金引き落としは2ヵ月分

16日を過ぎてから加入申出書をいただいた場合、翌月の加入審査となりますので、初回の掛金引き落としは2ヵ月後の26日となり、引き落とされる金額は加入月とその次の月の2ヵ月分の掛金の合計額となります。



注意点

- 国民年金基金連合会で、資格要件を満たさないと判定された方には「加入者資格不該当通知書」が郵送されます。
- 国民年金基金連合会で加入資格ありと確認された加入者の方の資格取得日は「当行で書類を受付した日」となります。ただし、ご記入内容に不備等があると、手続きが遅れることがあります。

運用金額について

毎回の掛金から加入・運用に伴う手数料が控除され、運用資金となります(引き落とされた掛金そのまま運用金額にならない点にご注意ください)。

口座振替されなかった場合

残高不足等により口座振替がされなかった場合、再振替や振込による掛金納付はできません。当該月は掛金の納付がなかった扱いになります。また、掛金は前納や追納はできません。

STEP 3 運用する

運用開始後は、加入者専用Webで運用状況を確認することができます。

加入者専用Webに ログインする

NRKから届いたユーザーIDと暗証番号で加入者専用Webにログインしてみましょう。

● 運用商品預替や運用割合変更は加入者専用WebからNRK Webへ遷移して行います。

運用商品お取引/各種お手続きサイトへアクセス
サイト上部、「サイトトップ」内にある「運用商品お取引」をクリックしてお進みください。

運用商品預替とは

現在お持ちの商品の一部もしくは全部を売却し、その売却資金で別の商品を購入するお手続きです(NRKのWebもしくは、コールセンターにてお手続きいただけます)。



運用割合変更とは

月々の掛金に対する現在の運用商品およびその配分割合を変更するお手続きです(NRKのWebもしくは、コールセンターにてお手続きいただけます)。



注意事項

運用商品預替と運用割合変更は連動していません。ある商品の運用をすべて中止し、他の商品に入れ替えたいときは、運用商品預替と運用割合変更の両方の手続きを行ってください。

定期的な「見直し」を行う

運用開始後は定期的な「見直し」を行うことも大切です。「見直し」方法をご案内いたします。

相場が変化した際に行う「リバランス」

長期的な運用を行う中で、相場が変化した際は、市場価格の変動の影響で、ずれてしまった資産構成比を見直して、元の計画通りの資産構成比に戻します。

ライフステージの変化に応じて行う「リアロケーション」

ライフステージの変化とともに運用方針が変わったら、資産配分における前提条件を見直して、資産構成比を変更します。

「見直し」をおまかせする

お客さまご自身にリバランスやリアロケーションを行っていただく必要がなく、年齢や相場環境に応じて自動的に資産配分を変更するバランス型商品も用意しています。くわしくは、運用商品一覧をご確認ください。



給付金の受け取りについて

給付金は、受け取り方が選べます。諸条件についても確認しておきましょう。

老齢給付金

原則、60歳から受け取ることができ、遅くとも75歳までには受給開始する必要があります。

一時金として受け取る

受給開始時に全額または一部を一時金として受け取ることができます。

また、年金として受給を開始した後5年を経過すれば、残りの金額を一時金として請求することもできます。

お受け取りまで1～2ヶ月程度かかります。

ご注意

老齢給付金を一時金で受給する場合、一時金を受給する年および前年より19年以内に別途受け取った退職金等があれば退職所得控除額の調整が行われるため、当該退職金等に係る「退職所得の源泉徴収票」のコピーの提出が必要です。過去に受領した「退職所得の源泉徴収票」は大切に保管していただき、紛失した場合には発行元企業に再発行を依頼してください。

年金として受け取る

支給期間を指定する方法のほか、受給手続き時に利率保証型生命保険を選択すれば、

全額または一部を終身年金、確定年金として受け取ることもできます。

【支払い月を選ぶ】年金で給付を受ける場合、支払い月は以下の中からお選びください。

年1回	12月	年4回	3月、6月、9月、12月
年2回	6月、12月	年6回	2月、4月、6月、8月、10月、12月
年3回	4月、8月、12月	年12回	毎月

※給付金の支給日は支払い月の15日(金融機関休業日の場合は前営業日)です。

【年金の給付について】

支給期間	5年以上20年以下の範囲内で指定することができます。ただし、利率保証型生命保険においては上記の支給期間によらず、確定年金は5、10、15、20年の中から、また終身年金を選択することもできます。
年金給付金の受取額	年金給付金の受給を申し出た時(裁定時)の個人別管理資産の2分の1に相当する額を超えず20分の1を下回らない範囲で年間の受取額を指定できます(終身年金、確定年金の受取額を除きます)。
加入期間と老齢給付金の受取開始年齢の関係	60歳から老齢給付金を受け取れるのは、その時点で加入期間が10年以上ある場合(他の企業年金制度からの引継期間を含む)です。10年未満の場合は加入期間に応じて受取開始年齢が引き上げられます(くわしくは、P.22をご覧ください)。
運用商品の売却順序	個人別管理資産額における各運用商品の保有比率に基づき売却を行います。

※年金受給者に関する手数料は、P.16をご覧ください。

【年金給付額の算定方法の変更】

老齢給付金	個人別管理資産額が過少になったことで、支給予定期間にわたって支給を受けることが困難となった場合、1回に限り変更ができます。
障害給付金	年金給付開始月から起算して5年ごとまたは個人別資産が過少になったことにより、支給予定期間にわたって支給を受けることが困難となった場合は、その都度変更ができます。

脱退一時金の受給要件について

以下の要件すべてを満たす場合に脱退一時金を受け取ることができます。お受け取りまで2～3ヶ月半程度かかります。

1 2017年1月1日以降に加入者資格を喪失

- 1.60歳未満であること
- 2.企業型DCの加入者でないこと
- 3.iDeCoに加入できない者であること
- 4.日本国籍を有する海外居住者(20歳以上60歳未満)でないこと
- 5.障がい給付金の受給権者でないこと
- 6.企業型DCの加入者及びiDeCoの加入者として掛金を拠出した期間が5年以内であること
または個人別管理資産の額が25万円以下であること
- 7.最後に企業型DCまたはiDeCoの資格を喪失してから2年以内であること

2 2016年12月31日以前に加入者資格を喪失

- 1.継続個人型年金運用指図者(企業型DCの加入者資格喪失後、企業型DCの運用指図者またはiDeCoの加入者となることなくiDeCoの運用指図者となった方で、iDeCoの加入者となる資格を有しつつ、その申し出をした日から起算して2年経過している方)であること
- 2.確定拠出年金の障害給付金の受給権者ではないこと
- 3.通算拠出期間が1ヵ月以上3年以下、または個別管理資産額が25万円以下であること
- 4.継続個人型年金運用指図者となった日から起算して2年を経過していないこと
- 5.企業型DCの加入者資格喪失時に脱退一時金を受給していないこと

※条件を満たせば、iDeCoに移換せず企業型DCから直接脱退できる場合もございます。企業型DCの運営管理機関もしくは記録関連運営管理機関(レコードキーピング会社)にお問い合わせください。

もしものときも安心

万一の際は、「障害給付金」と「死亡一時金」で受け取ることが可能です。

障害給付金

傷病によって一定以上の障害状態になっている場合、請求により受給できます。

死亡一時金

死亡したときに、遺族が一時金として受け取ることができます。

また、年金を受給中に死亡した場合も、遺族が一時金として受け取ることができます。

手数料について

iDeCoへの加入にあたっては、以下の手数料が必要です。

加入者と、運用指図者とで手数料が異なります

加入者とは	運用指図者とは
iDeCoへの加入資格を有している方のうち、自ら掛金の拠出をする方をいいます。	掛金の拠出をせず、これまで積み立てた資産の運用指図のみを行う方をいいます。

加入者に関する手数料

加入にあたっては、以下の手数料が必要です。なお初回手続手数料^(*)は2,829円(消費税込)です。

(消費税込)

種類	お支払先	月額		お支払方法	お支払時期
		標準コース	ライトコース		
事務手数料 ^(*)	国民年金基金連合会	105円	105円	毎回の掛金から控除 (1回あたり)	毎回の掛金の 口座引落時
資産管理手数料 ^(*)	事務委託先金融機関	66円	66円	毎回の掛金から控除 (1ヵ月あたり)	
運営管理機関手数料 ^(*)	運営管理機関	385円	260円		
合計		556円	431円		

運用指図者に関する手数料

掛金の拠出をせず、これまで積み立てた資産の運用指図のみを行う場合には、以下の手数料が必要です。

年金受給者の方も運用指図者に関する手数料が必要です。なお初回手続手数料^(*)は2,829円(消費税込)です。

(消費税込)

種類	お支払先	月額		お支払方法	お支払時期
		標準コース	ライトコース		
資産管理手数料 ^(*)	事務委託先金融機関	66円	66円	年金資産の一部を 売却して 手数料に充当	毎年3月 (前々年12月～前年11月)
運営管理機関手数料 ^(*)	運営管理機関	357円	260円		
合計		423円	326円		

(*) 国民年金基金連合会が行う、加入資格の確認、加入者データの作成等の事務にかかる手数料をいいます。ただし、運用指図者については企業型DCからの移換時のみ必要です。
 (**) 国民年金基金連合会が行う、掛金の収納等の事務にかかる手数料をいいます。〔納付月と金額を指定して納付する方法〕を選択した場合は、収納回あたりの手数料です。
 (***) 事務委託先金融機関が行う、積立金の管理等に関する事務にかかる手数料をいいます。
 (****) 運営管理機関が行う、運用商品の選定、資産運用に関する基礎的な資料ならびに運用商品に関する情報の提供等、および個人ごとの積立金の記録・保存等の事務にかかる手数料をいいます。

年金受給者の方に関する手数料

年金受給者の方は、以下の手数料が必要です。

(消費税込)

お支払いいただく手数料	金額		お支払方法
	標準コース	ライトコース	
資産管理手数料(月額)	66円	66円	年金給付額より控除 (前回の年金給付時以降に発生している手数料をまとめて控除)
運営管理機関手数料(月額)	357円	260円	
給付事務手数料(1回)	440円	440円	

移換・還付・給付・脱退の手続きに関する手数料(コース共通)

iDeCoでの移換・還付・給付・脱退には、以下の手数料が必要です。

(消費税込)

種類	内容	金額
移換事務手数料	国民年金基金連合会が行う移換の事務にかかる手数料 (企業型DCからiDeCoへの移換の場合)	2,829円/1回
還付事務手数料	国民年金基金連合会が行う還付の事務にかかる手数料	1,048円/1回
	事務委託先金融機関が行う還付の事務にかかる手数料	440円/1回
給付事務手数料	事務委託先金融機関が行う給付の事務にかかる手数料	440円/1回
脱退事務手数料	特定運営管理機関が行う脱退の事務にかかる手数料 (企業型DCの資格喪失者がiDeCoへの資産を移換すると同時に脱退する場合)	4,180円/1回 ^(*)
	事務委託先金融機関が行う脱退一時金給付の事務にかかる手数料 (iDeCoの加入者または運用指図者が脱退する場合)	440円/1回

(*) やむをえず脱退一時金を海外に送金する場合の手料は11,000円(消費税込)です。

還付とは

納付された掛金が、①国民年金の保険料を納付していない月の分として拠出されたとき、②加入者の資格を有しない方が拠出をしたとき、③法令および個人型年金規約に定める限度額を超えて拠出をされたときに、当該掛金に相当する額を加入者等へ返還することをいいます。

脱退とは

脱退一時金の受給要件を満たして脱退一時金の請求を行い制度から脱退することをいいます。

給付とは

老齢、障害、死亡時に年金または一時金を受け取ることをいいます。

ご注意

- 上記手数料は2022年10月1日現在のものです。今後変更となる場合がありますのでご了承ください。
- 初回手続き手数料と移換事務手数料の両方が請求されることはありません。
- iDeCoへの移換と同時に加入申出を行う場合、手続きのタイミングによっては、移換事務手数料が移換される個人別管理資産から控除される場合と、初回掛金から控除される場合があります。
- 運営管理機関手数料は、運営管理業務の一環として、記録関連運営管理機関(NRK)の行う事務にかかる手数料が含まれます。
- お客さまの口座残高の不足等により、掛金の拠出がなされなかった場合は、国民年金基金連合会では掛金の再請求をいたしませんので当該月の手数料は徴収されません。一方、運営管理機関手数料、資産管理手数料につきましては、拠出の有無にかかわらず必要となります。掛金の拠出がある場合は掛金から、拠出がない場合にはP15に記載の方法によりお支払いいただけます。

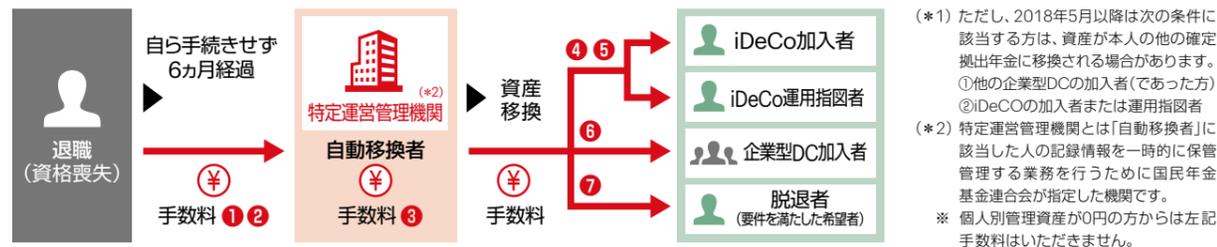
留意事項

自動移換されると手数料がかかります。以下をよくご確認ください。

自動移換について

企業を退職された際に企業型DCに個人別管理資産のある方が、その資産をiDeCoまたは他の企業型DCに移換するか、脱退一時金の請求を6ヵ月以内に行わないと、その資産は現金化され、国民年金基金連合会に自動的に移換されます^(※1)(確定拠出年金法第83条)。自動移換された場合、資産運用せずに特定運営管理機関手数料や国民年金基金連合会手数料が資産額から控除されることとなりますのでご注意ください(その後移換手続きを行う際は、通常必要となる手数料もかかります)。

自動移換で生じる手数料



(消費税込)

自動移換にかかる手数料

自動移換にかかる手数料は下記の通りです。

	支払先		
	特定運営管理機関	国民年金基金連合会	合計
自動移換される際の手数料(自動移換時手数料)	3,300円 ①	1,048円 ②	4,348円
自動移換されている間の手数料(管理手数料)	52円/月 ^(※) ③	-	52円/月

(※) 自動移換されてから4ヵ月経過すると手数料がかかります。年1回3月末に年度分がまとめて資産から控除されます。

自動移換後に手続きをする際の手数料

(消費税込)

自動移換後に手続きをする際の手数料は下記の通りです。

	支払先		
	特定運営管理機関	国民年金基金連合会	合計
iDeCoに資産を移換(移換手数料)	1,100円 ^(※1) ④	2,829円 ⑤	3,929円
企業型DCに資産を移換(移換手数料)	1,100円 ^(※1) ⑥	-	1,100円
脱退一時金を受け取る(裁定手数料)	4,180円 ^(※2) ⑦	-	4,180円

(※1) 移換先の金融機関によっては別途手数料がかかる場合があります。(※2) やむをえず脱退一時金を海外送金する場合の手数料は11,000円(消費税込)です。

自動移換にならないための手続き

移換手続きは、企業型DC加入者の資格を喪失した日が属する月の翌月から起算して6ヵ月以内に行わなければなりません。

加入者資格喪失日：退職日の翌日 6ヵ月間の起算日：加入者資格喪失日の属する月の翌月1日

自動移換のデメリット

- ①特定運営管理機関手数料や②国民年金基金連合会手数料、③管理手数料が資産から控除されます。
- 加入者でも運用指図者でもない「自動移換者」となり、その間は運用することができないので③の手数料が控除され資産が目減りします。
- 老齢・障害給付金(年金または一時金)が受け取れません(給付を受けるためにはiDeCoまたは企業型DCに資産を移換する必要があります)。
- 自動移換の期間は確定拠出年金の加入期間(通算加入者等期間)とはみなされないため、受取開始の時期が遅くなる場合があります。

諸変更の届出について

ご加入後に以下の諸変更があった場合には、届出が必要になりますので、**MUFG 個人型コールセンター**までご連絡をお願いします。
なお、ホームページから印刷できる書類もございますのでご利用ください。
<https://www.bk.mufig.jp/tameru/ideco/henkou/index.html>



- 氏名・住所を変更するとき^(※1)
- ご加入者のお勤め先が変わったとき
- ご加入者が掛金額を変更したいとき
- ご加入者が掛金拠出を停止したいとき
- ご加入者の被保険者資格の種別が変更になったとき
たとえば、会社員だった方が自営業者になった等
- ご加入者が掛金の引落口座や金融機関を変更したいとき
- ご加入者が加入者資格を喪失したとき
下記の①～⑦のいずれかに該当したとき

- ① 企業型DCの加入者となったとき^(※2)
- ② 農業者年金の被保険者になったとき
- ③ 国民年金の保険料納付を免除されたとき
- ④ 日本国内の住所を有しなくなったとき
- ⑤ ④以外の理由で国民年金の被保険者でなくなったとき

(※1) 銀行口座の氏名・住所変更手続きのほかに、iDeCoの氏名・住所変更手続きが必要です。
(※2) 企業型DCの規約においてiDeCoへの加入を認めている場合は、当該理由による資格喪失にはなりません(お勤めの企業にご確認ください)。

iDeCo(個人型確定拠出年金)の制度・手続き等に関するお問い合わせは

MUFG 個人型コールセンター

0120-138-401

つながらない場合には **03-5302-8252** (通話料はお客さま負担)

受付時間/平日 9:00~18:00 土曜日・日曜日 9:00~17:00
祝日・12/31~1/3等 ご利用いただけません。

<https://www.bk.mufig.jp>

よくあるご質問(FAQ)

お問い合わせの前にご確認ください。

Q1 加入者と運用指図者はどう違うのですか？

A1 iDeCoの加入者とは、掛金を自ら拠出する人を行います。加入資格を有しなければ加入者になれませんが、加入資格を有しても必ずしも加入者になる必要はありません。運用指図者とは、掛金を拠出せずこれまでの年金資産の運用指図のみを行う人を行います。
なお、途中で加入者から運用指図者へ変更することも可能です。運用指図者も今後の状況に応じて加入者の資格を満たせば加入者へ変更することは可能です。
加入資格についてはP.4をご覧ください。

Q2 なぜ確定拠出年金制度は60歳まで脱退一時金を受け取ることができないのですか？

A2 確定拠出年金制度は、国民の高齢期における所得の確保にかかる自主的な努力を支援し、公的年金を補完することを目的として導入されており、そのため、以下のようなメリットがあります。

- 1 掛金の拠出や運用益等に税制優遇措置がある
- 2 運用により資産を増やすことができる
- 3 受給権が確保されている
- 4 ポータビリティがある(持ち運びができる)

一方で、当制度はあくまでも年金であり、貯蓄とは異なるため、原則として60歳に到達するまで途中で年金資産を引き出すことができません。脱退一時金は、年金資産が少額である等、確定拠出年金法等に定める要件をすべて満たす方はこのメリットを十分享受できないために例外的に認めるといった取り扱いとなっています。

Q3 なぜiDeCoは手数料がかかるのですか？

A3 iDeCoの制度運営においては、受付金融機関である運営管理機関をはじめとさまざまな金融機関等が関係しております。
当行は運営管理機関として国民年金基金連合会から業務委託を受け、そのうち記録関連運営管理業務やコールセンター業務、事務代行業務を別会社に再委託しております。
国民年金基金連合会では、年金資産の分別管理や掛金の受入等の管理業務を信託銀行に事務委託しております。そのためiDeCoでは、国民年金基金連合会、運営管理機関および事務委託先金融機関が制度運営にかかる事務費に充てるため手数料を受け入れております。
なお、運営管理機関手数料は金融機関によって異なり、一律ではありません。

Q4 手数料の支払方法は？手数料で資産がマイナスになることはありますか？

A4 加入者は毎月の掛金から手数料を控除して支払います。運用指図者は毎年1回年金資産の一部を売却して手数料に充当します。もし、その結果資産残高がなくなった場合は手数料の請求はありません。

Q5 企業型DCで積み立てた資産を現金化する際、自分のタイミングで売却したいのですが、日時指定は可能ですか？

A5 売却時期はご指定いただけません。
企業型DCの年金資産は、移換手続書類の受付時点で現金化されるわけではないため、移換期間中は投資信託等は価格変動リスクが発生します。企業型DCをiDeCoへ移換する前に、元本確保型商品に預け替えし、移換の間の価格変動リスクを極力減らすこともご検討ください。

Q6 企業型DCからiDeCoへの移換手続きに1~2ヵ月程度かかると聞きましたが、なぜ時間がかかるのですか？

A6 企業型DCからiDeCoへの移換手続きには、移換元企業との情報のやりとりなど様々な機関が関与し、多くの手順を踏むため、移換手続き完了まで1~2ヵ月程度の時間をいただいております。

Q7 掛金の納付方法について教えてください。

A7 ●掛金の納付方法には「毎月定額で納付する方法」と「納付月を指定して納付する方法(指定した納付月のみ掛金を納付する方法、または毎月異なる掛金額を納付すること)」があります。
●第1号、第3号加入者は本人名義の預金口座からの口座振替となります。
●第1号加入者がiDeCoの掛金を納めるためには、国民年金の保険料の納付があることが前提となります。国民年金の保険料を納付していない月の掛金は後日還付されますが、その際手数料が徴収されます。
●第2号加入者は①事業主払込、②個人払込いずれかの方法を選択できます。
●加入者資格喪失届の提出があった場合、資格喪失日を確認し、資格喪失日以降に拠出した掛金は後日還付されます。その際手数料が徴収されます。

Q8 iDeCoの掛金額を変更することはできますか？

A8 掛金の額は、毎年12月分から翌年11月分(1月26日引き落とし分から12月26日引き落とし分)までの間で1回のみ変更することができます。
なお、被保険者種別変更時の掛金額変更は回数に含まれません。

Q9 iDeCoの掛金拠出を止めることはできますか？

A9 受付金融機関に「加入者資格喪失届」を提出することにより、掛金の拠出を停止することが可能です。運用指図者になった後、掛金の拠出を再開することはできますが、その際は改めて加入者となるための手続きが必要になります。

Q10 iDeCoの所得控除について教えてください。

A10 iDeCoの掛金や企業型年金のマッチング拠出における従業員拠出部分は全額が所得控除の対象となります。「小規模企業共済等掛金控除」の一種で、社会保険料控除や生命保険料控除とは別枠の税制優遇になります。
なお、掛金を配偶者の所得から控除することはできません。
個人払込を選択している場合、掛金額を証明する書類として「小規模企業共済等掛金払込証明書」が10月下旬から11月頃にご自宅宛てに送付されます。年末調整もしくは確定申告の際に必要な書類です。

個人情報利用目的

「個人情報の保護に関する法律」(平成15年5月30日法律第57号)に基づく当行における個人情報の利用目的は以下のとおりです。

個人情報利用目的

当行は、お客さまの個人情報を、以下の**1**の業務において、以下の**2**の利用目的の達成に必要な範囲内で利用いたします。

1 当行の業務

- ① 預金業務、為替業務、両替業務、融資業務、外国為替業務およびこれらに付随する業務
- ② 公共債・投資信託販売業務、保険販売業務、金融商品仲介業務、信託代理店業務、クレジットカード業務、社債業務等、法律により銀行が営むことができる業務およびこれらに付随する業務
- ③ その他銀行が営むことができる業務およびこれらに付随する業務(今後取扱いが認められる業務を含む)

2 利用目的

- ① 各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため
- ② 法令等に基づくご本人さまの確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため
- ③ 預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため
- ④ 融資のお申込や継続的なご利用等に際しての判断のため
- ⑤ 適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため
- ⑥ 与信事業に際して個人情報を加盟する個人信用情報機関に提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
- ⑦ 他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
- ⑧ お客さまとの契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- ⑨ 市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため
- ⑩ ダイレクトメールの発送・電話によるご案内等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため
- ⑪ 提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため
- ⑫ 各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため
- ⑬ その他、お客さまとお取引を適切かつ円滑に履行するため

なお、銀行法施行規則第13条の6の6等の規定に基づき、当行は、個人信用情報機関から提供を受けたお客さま(資金需要者)の借入返済能力に関する情報については、お客さまの返済能力の調査以外の目的のためには利用もしくは第三者提供いたしません。同様に、銀行法施行規則第13条の6の7等の規定に基づき、当行は、業務を行う際に知り得たお客さまに関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪経歴についての情報等の特別な非公開情報は、適切な業務運営その他必要と認められる目的以外には利用もしくは第三者提供いたしません。

当行は、お客さまの個人番号・特定個人情報(以下、特定個人情報等といいます)を、以下の**3**の利用目的の達成に必要な範囲で利用いたします。

お客さまから直接書面に記載されたご本人の特定個人情報等を取得する場合、あらかじめ利用目的を明示いたします(法令に明示の必要なしと規定されている場合を除く)。それ以外の方法で特定個人情報等を直接取得する場合、およびご本人以外の方等から間接的に特定個人情報等を取得する場合についても、下記の利用目的の達成に必要な範囲内で利用いたします。「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の規定に基づき、当行は、特定個人情報等について、同法で認められた利用目的以外の目的のためには取得、利用もしくは第三者提供いたしません。

3 特定個人情報等の利用目的

- ① 金融商品取引に関する法定書類作成事務のため
- ② 生命保険契約等に関する法定書類作成事務のため
- ③ 損害保険契約等に関する法定書類作成事務のため
- ④ 信託取引に関する法定書類作成事務のため
- ⑤ 金地金等取引に関する法定書類作成事務のため
- ⑥ 非課税貯蓄制度等の適用に関する事務のため
- ⑦ 国外送金等取引に関する法定書類作成事務のため
- ⑧ 法令に基づき作成する支払調書の作成事務のため
- ⑨ 預貯金口座付番に関する事務のため
- ⑩ その他①から⑨までに関連する事務のため

以上

重要なお知らせ

iDeCoをお申し込みいただく前に、下記についてご確認ください。

1 原則、60歳まで引き出し(中途解約)ができません

脱退一時金を受け取れるのは一定の要件を満たす方に限られます(くわしくはP.14をご覧ください)。

2 ご本人の判断で商品を選択し運用する自己責任の年金制度です

- 確定拠出年金制度では、ご加入されるご本人が自らのご判断で、商品を選択し運用を行いますので、運用結果によっては受取額が掛金総額を下回ることがあります。
- 当行から特定の運用商品の推奨はできません。

3 運用商品の主なリスクについて

- 預金は元本確保型の確定利回り商品です。預金は預金保険制度の対象となります。
- 当行のiDeCoで取り扱う保険は元本確保型商品です。ただし、運用商品を変更する目的で積立金を取り崩す場合は、市中金利と残存年数等に応じて解約控除が適用されるため、結果として受取金額が元本を下回る場合があります。
- 投資信託は価格変動商品です。預金ではなく、預金保険制度の対象ではありません。運用実績は市場環境等により変動し、元本保証はありません。また、当行でお取り扱いする投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- 預金、保険および投資信託は異なる商品であり、それぞれリスクの種類や大きさは異なります。

4 初回手続き時、運用時、給付時等で、各種手数料がかかります

- iDeCoには、初回手続き手数料・毎月の事務手数料・資産管理手数料・運営管理機関手数料・給付事務手数料等がかかります。
- 手数料は、加入者となられる方は毎月の掛金から、運用指図者となられる方は積立金から控除されます。年金でお受け取りになられる方は給付額から控除されます。くわしくはP.15をご覧ください。

5 60歳になっても受け取れない場合があります

- 50歳以上60歳未満で加入した場合等
60歳時点で通算加入者等期間^(*)が10年に満たない場合は、受給可能年齢が引き上げられます。(右図の通り)
- 60歳以上で新規加入した場合
加入から5年経過後に受給可能となります。

【加入期間と老齢給付金の受取開始年齢】

通算加入者等期間	受給開始年齢
10年以上	満60歳
8年以上10年未満	満61歳
6年以上8年未満	満62歳
4年以上6年未満	満63歳
2年以上4年未満	満64歳
1ヵ月以上2年未満	満65歳

(*) 通算加入者等期間は、iDeCoおよび企業型DCIにおける加入者・運用指図者の期間の合算となります。

本資料のご利用にあたって

- 本資料は確定拠出年金運営管理機関としてお客さまへの情報提供のみを目的としたもので、運用の方法に係る「助言」や「推奨」等を行うことはありません。個人型確定拠出年金(iDeCo)への加入申出や掛金を運用する商品の選択に関しては、すべてお客さま自身でご判断くださいますようお願い申し上げます。
- 掲載した見解等は本資料作成時における判断であり、予告なしに内容を変更することがありますので、予めご了承ください。
- 本資料に記載いたしました法務上、税務上、および会計上の処理方法等は確約させていただくものではありません。各処理方法等につきましては、専門家にご確認くださいようお願い申し上げます。
- 本資料は株式会社三菱UFJ銀行が作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。
- 本資料の内容は作成時点のものであり、将来予告なく変更することがありますのでご了承ください。投資信託は国内外の株式や公社債等値動きのある証券を投資対象とし、投資元本が保証されていない為、当該資産の市場における取引価格の変動や為替の変動等により投資単一あたりの価値が変動します。したがってお客さまの投資された金額を下回ることもあります。また、投資信託は個別の投資信託ごとに投資対象資産の種類や投資制限、取引市場、投資対象国が異なることから、リスクの内容や性質が異なります。
- 投資信託は金融機関の預金とは異なり、預金保険機構の対象ではなく、元本が保証されているものではありません。運用成果又は損失は全て投資家の皆さまに帰属します。
- 上記の他に信託報酬、信託財産留保額、信託財産にかかる監査報酬、投資信託財産の運用の際に発生する売買委託手数料、外貨建資産の保管費用、租税費用、信託事務の処理に関する諸費用が信託財産の負担になります。これらの費用は商品等によって異なりますので本資料には具体的な金額、計算方法を記載しておりません。ご了承ください。
- 本資料を無断で引用または複写転用等を行うことはお控えください。

当行が契約している指定紛争解決機関 一般社団法人 全国銀行協会 全国銀行協会相談室 0570-017109 / 03-5252-3772 月～金曜日9:00～17:00(祝日・12/31～1/3等を除く)



iDeCo(個人型確定拠出年金)の制度・手続き等に関するお問い合わせは

MUFG 個人型コールセンター

0120-138-401

つながらない場合には **03-5302-8252** (通話料はお客さま負担)

受付時間 / 平日 9:00～18:00 土曜日・日曜日 9:00～17:00
祝日・12/31～1/3等 ご利用いただけません。

<https://www.bk.mufig.jp/tameru/ideco/index.html>